

ジェイティービー健康保険組合 健康診査利用規程

(目 的)

- 第1条** ジェイティービー健康保険組合（以下「健保組合」という。）は、被保険者及び被扶養者に健康診断等の受診の機会を広く与え、かつ奨励し健康管理並びに疾病予防に資することを目的として、健康診査事業を実施する。
- 2 健康診査等を利用するときは、この規程の定めるところによるほか、別に定める健康診査に係るそれぞれの業務委託契約書（以下「基本契約」という。）によるものとする。

(健康診査等の範囲及び受診資格)

第2条 健保組合が実施する健康診査等の範囲及び受診資格・対象年齢は次のとおりとする。

1. 生活習慣病予防健診

社員の被扶養者である家族（20歳以上75歳未満の配偶者と40歳以上75歳未満の配偶者以外の家族）および任意継続被保険者とその被扶養者である家族（20歳以上75歳未満の配偶者と40歳以上75歳未満の配偶者以外の家族）を対象に指定された契約医療機関で健診を実施。

①基本検査・・・年齢制限無し

②オプション検査

- ・胸部X線検査・・・年齢制限無し
- ・胃ガン検診・・・40歳以上
- ・大腸ガン検診（便潜血）・・・40歳以上
- ・子宮ガン検診・・・20歳以上
- ・乳ガン検診・・・30歳以上

2. 女性社員婦人ガン検診

被保険者（女性社員）を対象に指定された契約医療機関で健診を実施。

- ・子宮ガン検診・・・20歳以上
- ・乳ガン検診・・・20歳以上

(受診機関)

第3条 利用できる医療機関並びに健診機関（以下「医療機関等」という。）は、健保組合と業務委託契約をした機関が指定した医療機関等とする。

(利用者の費用負担)

- 第4条** 生活習慣病予防健診の基本検査及びオプション検査については、検査に係る費用の3割相当の費用を利用者の負担金とする。
- 2 女性社員婦人ガン検診については、検査に係る費用の全額を健保組合の負担金とする。

(利用手続及び利用限度回数)

- 第5条** 生活習慣病予防健診、女性社員婦人ガン検診の実施時期及び利用手続・申込方法については、ホームページ等で発表する。健診を希望する者は、第3条に規定する業務委託機関に直接申込むものとする。
- 2 生活習慣病予防健診の利用は1年度につき1回とし、別に年度内に人間ドック健診を受診した場合は受診できない。

(その他)

- 第6条** この規程に定めのない事項は、「基本契約」によるほか、その都度関係者と協議のうえ決定するものとする。

附 則

1. この規程は、平成18年4月1日から施行する。
2. 第2条の診査範囲、受診資格、第4条の費用負担、第5条の文言を改め、令和4年4月1日から施行する。ただし、施行日前の受診については、なお従前の例による。
3. 第4条の費用負担の文言を訂正、第4条2項を1項に包含により削除し、令和5年4月1日から施行する。ただし、施行日前の受診については、なお従前の例による。
4. 第2条、第5条の2項の文言を訂正し、令和7年4月1日から施行する。
5. 第2条及び第5条の「家族健診」「任意継続者健診」を包含し名称を変更、第4条の婦人ガン検診の費用負担を改め、令和8年4月1日から施行する。